

令和2年5月25日
30年中間貯蔵施設地権者会
会長 門馬 好春

5月15日（金）第6回定期総会をコロナ感染拡大につき書面による議決により開催・成立し、第1号議案から第6号議案について、会員の皆様にご承認を頂きました「令和2年度事業計画等」の主な内容を含めて第15回会報としてお届けさせて頂きました。

会員の皆様には引き続きのご支援、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

1. 【環境省との団体交渉】

2月18日（月）第41回の団体交渉をいわき市文化センターで大熊町・双葉町職員のオブザーバー出席も頂き行いました。当会から明治学院大学熊本一規名誉教授初め各専門家からご指導頂いた環境省の土地使用補償「地上権価格」は国内統一ルールである閣議決定された「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」第19条の条文「地代又は借賃をもって補償する」違反であることを糾した処、環境省からは中間貯蔵施設の「特殊性」から「総合的」に判断したとの回答でした。これは、土地収用法第3条に多くの様々な公共事業を列記し、同条には中間貯蔵施設と仮置き場も含まれていることから、明らかに誤りであると追及した処、明確な回答も反論もありませんでした。また環境省回答に「我々は（同要綱）ルールを変えられる」との発言がありました。このような暴言は原発事故の被害者である地権者の皆様には憲法第29条3項の正当な補償はしないとされた発言であり許されるものではありません。

引き続き同要綱を適用した正当で適正・公平な補償への是正を求めてまいる所存です。なお、現在は、残念ですがコロナにより環境省との団体交渉は延期し開催日の調整中です。

〈第41回交渉状況〉

〈交渉での掲示内容〉



2. 【第6回定期総会（書面による決議）】

冒頭ご報告の通り、すべての議案につきまして全員からの賛成賛同・承認を頂きました。内容は既送付「定期総会資料（各議案の案削除）」の通りです。

今回は会場で皆様とお会いして、執行部から直接各議案等のご説明をすることは出来ませんでした。ご返送頂きました書面表決議や電話・メールなどを通して温かいご支援・ご協力を頂きまして、ここに感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

なお、今回の議案には役員（会長・副会長・監事）の再任も含まれておりましたので、引き続き皆様のご支援・ご協力を執行部一同の力とさせて頂き、今後はより一層、実りのある活動をさせて頂きたいと存じますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

「主な議案内容は次の通りです」

- ・前年度事業（活動）収支決算及び監査報告
- ・今年度事業計画及び収支予算
- ・役員再任
- ・会則の改訂「今回のように総会が開催できない場合、書面決議を追加」

3. 【第7回環境省説明会（書面）】

今回は定期総会と同じ理由により環境省と協議の上で書面説明会とさせて頂きました。2月以降コロナの拡大状況等を踏まえて執行部が環境省と継続して調整を行った結果、ご連絡が遅れ、本説明会資料を定期総会資料に同封させて頂くことになり大変申し訳ございませんでした。ご郵送させて頂きました資料は「第7回環境省説明会開催（書面）のお知らせ」とご意見等のご返信のお願いについて並びに第6回環境省による地権者説明会の質問等と環境省（口頭）回答（当会作成）・環境省による書面回答並びに第7回環境省説明資料などとさせて頂きました。

現段階で皆様から多数のご意見等を頂戴しておりますので、今後事務局で取り纏め、環境省に対して意見等を申し入れさせて頂きます。

なお、環境省からの回答書は、届き次第、会員の皆様にはご送付させて頂きます。

「現段階での皆さまから頂戴しておりますご意見等の一例」

- 2045年3月12日迄の事業終了に向けた県外最終処分場探しへの早期取り組み
- 引き続いて連なった暴走トラックの改善やコロナ感染防止対策の作業員への徹底
- 国内ルールに違反した土地使用補償「地上権価格」の早期見直し等々

今後はコロナの状況を注視し、健康と安全を第一に会場での説明会開催を調整いたします。

4. 【コロナ感染防止対策についての要望活動】

2月から環境省とコロナの拡大防止の観点から団体交渉等で調整を行ってまいりましたが、3月7日福島県内で初の感染者が発生し、同日以降会員の皆様もご承知の通り福島県知事から随時感染防止対策のメッセージが出されております。

4月からは福島県と大熊町・双葉町と情報共有を図り、環境省とは一日2300台から2400台のトラックが中間貯蔵施設に搬入される特殊性を重視して、特にトラック運転手がトラックで県外に出た場合「環境省によると基本的には県内に駐在・駐車との事」で、再度県内に戻る前には、同知事メッセージ内容の励行とトラック運転席へのアルコール消毒とトラックの洗車の実施を申し入れました。

これにつきましては、5月15日環境省福島地方環境事務所内で検討結果「不要」との回答がありました。この報告を福島県ならびに両町に行うと共に今後も引き続き福島県・両町と連携を図り環境省に感染防止対策を申し入れてまいる所存です。

5. 【第42回環境省との団体交渉に向けて専門家へのご相談】

第42回環境省との団体交渉に向けて2月18日の第41回団体交渉以降も各専門家の先生方（越前谷元紀弁護士・熊本一規明治学院大学名誉教授等）にご報告のうえご相談させて頂き、高い知見からご指導を継続して頂いております。

現在は2月の情報開示請求により4月に受領した4月からの地上権価格の段階的引き下げの環境省の根拠資料である依頼先福島県鑑定士協会間との契約書・仕様書並びに不動産鑑定評価書（土地価格と地上権価格）を専門家の方々にご報告させて頂き、各専門家から環境省の根拠資料の問題点等についてご指摘を頂いております。

ご指摘を頂きました問題点等につきましては今後環境省との団体交渉等で追及してまいる所存です。

前記の通り、環境省の土地使用補償（地上権価格）は閣議決定された国内統一ルールである同要綱違反ですので「環境省はルールを守れ」と是正を求めて行きます。

6. 【テレビ朝日スーパーJチャンネルに門馬会長録画出演】

東日本大震災から9年目の3月11日（水）門馬会長がテレビ朝日のスーパーJチャンネルの中間貯蔵施設のコーナーに録画出演して同施設の課題・問題点について指摘をいたしました。放送後、皆様から暖かいご支援を頂きありがとうございました。

同番組の録画は3月3日（月）東京港区六本木の㈱テレビ朝日社屋でニュースキャスター渡辺宜嗣氏との対談形式で行われました。門馬会長は事前に作成し持参した中間貯蔵施設の課題・問題点等をスタッフ一同に配布し説明し、同録画は1時間半ほど行われました。

中間貯蔵施設が一時置き場であり、2045年3月12日で事業が終了するためには早期の福島県外最終処分場探し等の具体策に取り組むことが必要であることは、渡辺宜嗣氏の放送内容と発言からも門馬会長の指摘を理解頂いたと感じました。今後も各マスコミに対して中間貯蔵施設の課題・問題点と是正に必要性について説明し理解を得てまいります。

〈テレビ放送状況1〉

〈テレビ放送状況2〉



〈テレビ放送状況 3〉



〈テレビ放送状況 4〉



7. 【今後の活動方針・予定】

国・環境省の基本交渉方針は、公共事業に関する法律や補償基準要綱・同基準等の国内統一ルールを適用しない不公平・不適切な正当な補償でないことを十分に理解しているが、何とかこのまま逃げきりたいという事だと強く感じております。

地権者がわからなければ、知らない人が悪いという論法で進めています。

「用地補償価格・安全・除染・汚染土再利用・2045年3月12日迄の返還と原状回復・福島県外最終処分場建設と同処分場への搬出・復興等の課題と問題点」等々然りです。

当会は引き続き福島県・大熊町・双葉町へのご報告と情報共有を図りご支援を頂き、各専門家の先生方のハイレベルな知見をもってご指導を頂き、マスコミには情報提供を行い、諸活動に取り組んでまいります。今後も会員の皆様と共にルール並びに国の約束等に基づいた正しい声を出し続け、国・環境省の間違いを糾し是正を求めていきましょう。

被害者である地権者の皆様が憲法 29 条第 3 項で補償されている正当な補償を得られないという間違った公共事業は、絶対に是正させなければなりません。

8. 【環境省 福島地方環境事務所の人事異動（情報）】

4月1日発令調整官（総括担当）長谷川敬洋（前任 松崎裕司）

4月1日発令調整官（用地担当）齊藤博実（前任 野村哲也）

4月1日発令用地補償課長 畠山伸行（前任 横山 実）

（作成者・問い合わせ先:30年中間貯蔵施設地権者会 事務局長 門馬好春）

PCメール mommayoshiharu@gmail.com

携帯アドレス mommayoshiharu@ezweb.ne.jp

携帯電話 090-3533-5515

※問い合わせは、お名前を記載の上、原則メール(ショートメール可)でお願いいたします。